

「新型インフルエンザ対策のために必要な法制度の検討に当たっての経団連からのヒアリング」の概要

1. 日時：平成23年12月14日 13:00～:14:40

2. 場所：経団連会議室

3. 出席者：

◎ 経団連

松井憲一国民生活委員会企画部会長（松井部会長）、藤原清明経済政策本部長（藤原本部長）、

■ 当方

田河室長、杉本参事官、諸岡参事官、一瀬企画官

4. 資料

- ・資料1 新型インフルエンザ対策のために必要な法制度の論点整理
- ・資料2 経団連資料（新型インフルエンザ対策の法制化について）
- ・参考資料 参考となる他制度の例

5. 概要

■ 田河室長（冒頭あいさつ）

法制度の検討に係るご意見ご要望を承りたい旨等発言。（挨拶文別紙（略））

◎ 松井部会長（冒頭あいさつ）

本日は、内閣官房新型インフルエンザ等対策室より、新型インフルエンザ対策のために必要な法制度に関する説明の場を設けていただき心より感謝したい。

経団連としてもここ数年来、新型インフルエンザの発生時における社会機能維持の観点から、様々な形で政府への提言を行ってきたが、このたび関係法令の整備に着手されたということで、大変ありがたいと思っている。是非とも実効性のあるものにしていただきたいと願っている。

東日本大震災は、企業の経済活動に大きな打撃を与え、その影響は海外にまで及んだ。そしてそれは災害時における企業の危機管理の在り方に多くの課題を浮き彫りにした。これを期に各社とも地震・津波に関わるBCPの見直しに着手したところであるが、新型インフルエンザについても、今回の法整備も踏まえ、より実践的かつ実効性の高いものに見直していきたい。

また、パンデミック時に事業を継続するためには、経営サイドの意思決定のみならず、従業員の同意が前提となることは言うまでもない。そのような双方の立場をしっかりと見据えた上で、法制度の検討を進めて頂きたい。 - 内閣官房新型インフルエンザ等対策室より、資料1、参考資料について説明 -

—藤原本部長より、これまでの提言（*）、12月1日の民主党合同部会での説明（資料2）について説明し、法制化へのスタンスと今までの2つの提言を集約した。—

（2008年6月提言）

①国民すべてにパンデミックワクチンを早期に接種するための環境整備、②抗インフルエンザウ

ウイルス薬の国家備蓄の促進、③プレパンデミックワクチンの接種対象者の拡大、④社会機能の維持と事業継続に向けて（事業自粛要請や帰国勧告の発動要件の明確化、パンデミック時の法令遵守の考え方の明確化等）

（2009年11月提言）

①国民全員が速やかにワクチンを接種できる体制の早期設立、②法令の弾力運用（労働基準法等）、③政府による適時適切な情報の発信、④社会インフラの維持に関する稼働状況の提示、⑤海外における在外邦人への配慮

◎ 石油連盟

新法策定を歓迎したい。過去2年、内閣官房、厚労省に対しあらゆる機会を通じて新型インフルエンザ対策に関する提言を行ってきたが、今回の法整備により、各種対策がさらに前進することを願っている。①特にパンデミック時における法令の弾力運用については、各省にまたがるもので相当のご苦勞を伴うと察するが、これを期に是非とも全体的観点から見直しをお願いしたい。②今回の震災を通じ、民間だけでは対応が困難なことも浮き彫りとなった。交通網が遮断された状況下、石油業界と自衛隊が連携して対応して被災地への燃料供給を行ったが、パンデミック時においても同様の対応が求められることが想定される。ついては石油をはじめとする社会機能維持者に対しては、未発生期から計画的にプレパンデミックワクチンの事前接種を進めて頂きたい。

◎ 電気事業連合会

原発事故では皆さんにご迷惑をかけた。事業継続にあたっては、従業員の安全確保が大前提となる。しかし、現時点では、プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの安全性や有効性が明らかになっていない。原子力による電力供給を担う上で、プレパン接種は必須と思っているが、副作用被害がどのくらいかわからないと労働組合の方も接種について二の足を踏んでしまう。科学的知見を早いうちに集めてほしい。

◎ 東京経営者協会

サプライチェーンのすそ野は広い。政府には国民全員の安全確保が具体化できる仕組みを整えていただくようお願いする。

◎ 日本通運

災害対策基本法の指定公共機関となっているが、従業員に、被災地に緊急物資を運搬するというDNAがある。①緊急時には緊急支援物資の輸送する場合、全国の支店の従業員が、緊急支援物資を運ぶことになるが、新型インフルエンザの場合は状況が異なってくる。業務に際し、健康状態をチェックするが健康が担保されていないと業務に従事できない。この問題をクリアするためには、先行的なワクチン接種対象者となるかどうか指定公共機関としての責務を果たせるかの重要なポイント。②指定公共機関であることから、各官庁、自治体からもいろいろな指示が舞い込んでくる。震災は局所的であるが、新型インフルエンザの場合は展開が予想できない。指示伝達の交通整理、ルール作りが重要と考える。

◎ 東日本旅客鉄道

指定公共機関について、実際何か起きた時にワクチンを打ってでも従事する場合、同意を得なければならないが、法案にそのようなことや副作用の被害救済も明記されるのか、②封じ込めに係る交通規制について、具体的にはどういうことを想定しているのかご教示いただきたい。

■ 杉本参事官

①ワクチンについては、健康被害の救済の仕組みを設けることは重要な論点と考える、②感染拡大防止の封じ込めについては日本発で離島などの交通至難な場所で発生したときに、そこにウイルスを封じ込めるため、人の出入りをコントロールする、医療を予防も含めて集中投入する、生活物資を支援するなどを想定したものである。感染拡大防止の封じ込めを行った場合、これら地域への医療提供、生活支援を行うことになる。

◎ 日本 IBM

要請をして、受けなかった場合の扱いはどうなるか、また要請を受けて従事して何か被害が生じた時の扱いについてご教示いただきたい。労働者の安全配慮義務が心配。

■ 杉本参事官

労働者の安全確保は企業にとって非常に重要な問題と理解している。また、何か命令・指示をしてこれに反する場合の措置については、物資の収容で保管が命じられたのに勝手にどこかにやってしまう場合などにおいて、罰則がついている他法の例もある。安全配慮義務は官側にもある。罰則がつくかどうかという点については、細かくその特性、社会的評価、期待可能性などを良く吟味して決定していくものと考えられる。新型インフルエンザの場合、感染を広げないための措置、手洗いの励行、抗インフルエンザウイルス薬、プレパンデミックワクチンという安全確保が考えられる。被害の救済についても、例えば新型インフルエンザへの罹患については因果関係の立証が難しいなどの問題もあると思うので、にわかにお答えすることは困難である。

◎ 日本 IBM

予防措置を講じれば、企業としては安全配慮義務を果たしていないということ問われないと考えてよいか。

■ 杉本参事官

労働法制との関係について、答えを持ち合わせていないが、どこまでやれば民事上問題ないかということは非常に難しい論題。

◎ 日本銀行

武力事態対処法、国民保護法では、職員の安全を念頭に可能な範囲で業務を継続することを規定にしているがそれらと異なるのか。

■ 杉本参事官

社員の安全第一というのは同じ。

◎ 日本銀行

①日本銀行としても法制化の動きはありがたい。しっかりやっていくべきである。②

指定公共機関の立場として申し上げますと、東日本大震災ではいろいろな本部ができた。中央防災対策会議に諮問もされなかった。日銀も意見も聞かれなかった。体制を敷いた場合はしっかり実行してほしい。民間企業との情報共有をしてほしい。今の災害対策基本法では、各省庁から情報が来るが、担当官によりばらつきがある。情報の発信について、海外への情報提供も重要。東日本大震災等の対応で、日本からの発信が少なく、関西に日銀が逃げたといううわさも流れ、日銀は早くから情報発信し打ち消した。国としてきちんとした情報発信をしてほしい。③経済活動の大前提として、金融・決済機能が重要である、現行法令の体制の中でもプレパンデミックワクチンの優先配分について十分講じておいていただきたい。

■ 杉本参事官

情報共有については、行動計画でも重要なものとしており、意識して対応してまいりたい。

◎ 東レ

社会機能の維持にかかわる医薬品の製造業者の範囲について、国民保護法制では対象のものが限定されるが、医薬品の中で BCP 策定義務の範囲はあるのか。また、BCP のレベルはあるのか。

■ 杉本参事官

どの程度の業務継続になるかという点については、他の法律が参考になると考えている。計画については、まず指定公共機関は作っていただくのだろう。そこから広がる社会機能維持関係をどうするかは対策の特性を考えながら検討する。

■ 杉本参事官

法令の弾力運用については別途検討しているが、法制としては弾力運用でできないことは何かということを考えているので、皆さんの知見から何かあればご教示いただきたい。

自衛隊、警察の役割についてご意見があったが、災害派遣も含め国の機能を挙げて取り組んでいきたいと考えている。

■ 諸岡参事官

行動計画の改定を受け、これに基づいたガイドライン改定を検討している。行動計画は現行法制に基づいたものであるが、現在、法制度の検討の流れも見ながら、関係省庁で検討しているところである。